

令和 3 年度野辺地町保育料 3 号認定

(参考) ※国が定めた上限額 (円)

町 階層	定義	3 歳未満児(3 号)		国 階層	3 歳未満児(3 号)	
	2・3 年度	標準時間	短時間		標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0	0	第 1	0	0
B	町民税 非課税世帯	8,000	7,800	第 2	9,000 ※0	9,000 ※0
		※ 0	※ 0			
C1	町民税 均等割のみ	15,000	14,700	第 3	19,500 ※9,000	19,300 ※9,000
		※7,000	※6,800			
C2	町民税所得割 48,600 円未満	17,000	16,700			
		※7,000	※6,800			
D1	48,600 円以上 57,700 円未満	23,000	22,600	第 4	30,000 ※9,000	29,600 ※9,000
		※7,000	※6,800			
D2	57,700 円以上 77,101 円未満	26,000	25,500			
		※7,000	※6,800			
D3	77,101 円以上 97,000 円未満	29,000	28,500		30,000	29,600
D4	97,000 円以上 136,500 円未満	31,500	30,900	第 5	44,500	43,900
D5	136,500 円以上 169,000 円未満	34,500	33,900			
D6	169,000 円以上 301,000 円未満	36,500	35,800	第 6	61,000	60,100
D7	301,000 円以上 397,000 円未満	38,500	37,800	第 7	80,000	78,800
D8	397,000 円以上	41,000	40,300	第 8	104,000	102,400

(1) 町B階層からD2階層（ひとり親、障害児（者）がいる世帯等）については、※の保育料となります。

(2) 上記①の、町B階層に該当する世帯の第2子以降は、※の保育料となります。